

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第100号

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定により、認定こども園の認定の要件を定めるものとする。</p> <p>(認定こども園の種類)</p> <p>第2条 この条例における認定こども園の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>幼保連携型認定こども園</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 <u>幼保連携型認定こども園は、幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているものであること。</u></p> <p>(2) <u>当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定により、<u>法第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）</u>の認定の要件を定めるものとする。</p> <p>(認定こども園の種類)</p> <p>第2条 この条例における認定こども園の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> |

設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うものであること。

3 幼稚園型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1) 幼稚園であって、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児（以下「保育に欠ける幼児」という。）に該当する者に対する保育を行うもの

(2) 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているものであること。

イ 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うものであること。

4 保育所型認定こども園は、保育所であって、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が

2 幼稚園型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1) 幼稚園であって、幼稚園教育要領（法第3条第2項第1号に規定する幼稚園教育要領をいう。第6条第1項及び第2項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子ども（法第2条第10項に規定する保育を必要とする子どもをいう。以下同じ。）に該当する者に対する教育を行うもの

(2) 幼稚園及び保育機能施設（法第2条第4項に規定する保育機能施設をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（第5条第1項において「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているものであること。

イ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うものであること。

3 保育所型認定こども園は、保育所であって、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の

達成されるよう保育を行うものとする。

5 地方裁量型認定こども園は、認可外保育施設であって、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。

(職員配置)

第3条 認定こども園には、満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上の保育に従事する者を置かなければならない。この場合において、当該保育に従事する者は、常時、2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間について、満3歳以上の子どもで学級を編制するとともに、各学級ごとに当該学級を担当する職員(以下「学級担任」という。)を少なくとも1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子ども数は、原則として35人以下とする。

(職員資格)

第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならないこととされる者のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第18条の4に規定する者をいう。以下同じ。)の資格を有す

子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。

4 地方裁量型認定こども園は、保育機能施設であって、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものとする。

(職員配置)

第3条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。この場合において、当該教育及び保育に従事する者は、常時、2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の子どもについては、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する子ども(次条第4項において「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間について、満3歳以上の子どもで学級を編制するとともに、各学級ごとに当該学級を担当する職員(同条第3項において「学級担任」という。)を少なくとも1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子ども数は、原則として35人以下とする。

(職員資格)

第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならないこととされる者のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士(児童福祉法第18条の4に規定する者をいう。以下同じ。)の資格を有する者

る者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならないこととされる者のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項又は第4項に規定する免許状をいう。以下「幼稚園教員免許状」という。）及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし、幼稚園教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者を当該保育に従事する者とするのが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者を当該保育に従事する者とするができる。

3 [略]

4 第2項ただし書の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって保育士の資格を有する者を当該長時間利用児の保育に従事する者とするのが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状を有する者であってその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力をしていると認められる場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事する者とすることができる。

5 [略]

（施設設備）

第5条 幼保連携型認定こども園又は第2条第3項第2号に該当する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所等は、それぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる基準を満たす場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならないこととされる者のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項又は第4項に規定する免許状をいう。以下「幼稚園教員免許状」という。）及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし、幼稚園教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者を当該教育及び保育に従事する者とするのが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者を当該教育及び保育に従事する者とすることができる。

3 [略]

4 第2項ただし書の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって保育士の資格を有する者を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするのが困難であると認められるときは、幼稚園教員免許状を有する者であってその意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力をしていると認められる場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。

5 [略]

（施設設備）

第5条 第2条第2項第2号に該当する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育機能施設は、それぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる基準を満たす場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

2 認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積以上でなければならない。ただし、既存施設（法第4条第1項の申請の際幼稚園又は保育所等である施設をいう。以下同じ。）について幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、第4項本文（満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、同項本文及び第8項）の規定に適合するときは、この限りでない。

[略]

3 [略]

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子どもの数に1.98平方メートルを乗じて得た面積以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設について幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、その園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が、第2項の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積以上である場合は、この限りでない。

5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設について幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって第1号に掲げる基準を満たすとき、又は幼保連携型認定こども園、幼

2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積以上でなければならない。ただし、法第4条第1項の申請の際保育所又は保育機能施設である施設について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、第4項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、同項本文及び第9項）の規定に適合するときは、この限りでない。

[略]

3 [略]

4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子どもの数に1.98平方メートルを乗じて得た面積以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、法第4条第1項の申請の際幼稚園又は保育機能施設である施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が、第2項の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積以上である場合は、この限りでない。

5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、法第4条第1項の申請の際保育所若しくは保育機能施設である施設について保育所型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって第1号に掲げる基準を満たすとき、又

稚園型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であって第2号に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積に、満2歳以上満3歳に満たない子どもについて前号の規定により算出した面積を加えた面積以上であること。

[略]

6 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、次に掲げる基準を満たすときは、当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって第3項の屋外遊戯場に代えることができる。

(1)～(4) [略]

7 第3項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、知事が定める要件を満たす場合であつて、認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うときに限り、当該認定こども園には調理室を設けないことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとした場合においてもなお当該認定こども園において行うことが必要な加熱による調理、保存等のための設備を備えなければならない。

8 認定こども園において満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、

は同項の申請の際幼稚園若しくは保育機能施設である施設について幼稚園型認定こども園若しくは地方裁量型認定こども園の認定を受けようとする場合であつて第2号に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる式により算出した面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算出した面積を加えた面積以上であること。

[略]

6 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、次に掲げる基準を満たすときは、当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって第3項の屋外遊戯場に代えることができる。

(1)～(4) [略]

7 満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、知事が定める要件を満たす認定こども園であつて当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うものにあつては、第3項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとした場合においてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等のための機能を有する設備を備えなければならない。

8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理のための設備を備えなければならない。

9 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3

第3項の規定により認定こども園に設けなければならないこととされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳に満たない子どもの数に1.65平方メートルを乗じて得た面積以上、ほふく室の面積は満2歳に満たない子どもの数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上でなければならない。

(教育及び保育の内容)

第6条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（保育所の保育内容に関して別に定められたものをいう。以下同じ。）に基づかなければならない。

2 [略]

3 認定こども園における教育及び保育は、前項に規定する基本及び目標に加え、認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容として知事が定めるものを含むものでなければならない。

4 認定こども園は、前項に規定する事情を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にするとともに、教育及び保育を一体的に提供するため、知事が定める事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ有する教育及び保育に関する全体的な計画を編成し、かつ、年、学期、月、週及び日ごとの指導計画を作成して、適切に教育及び保育を提供しなければならない。

5～7 [略]

(子育て支援事業)

第8条 [略]

2 子育て支援事業には、教育・保育相談事業（地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を

項の規定により認定こども園に設けなければならないこととされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子どもの数に1.65平方メートルを乗じて得た面積以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子どもの数に3.3平方メートルを乗じて得た面積以上でなければならない。

(教育及び保育の内容)

第6条 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、法第10条第1項の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。次項において同じ。）に基づかなければならない。

2 [略]

3 認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、認定こども園における固有の事情を踏まえて知事が定める事項に特に配慮しなければならない。

4 認定こども園は、前項に規定する事項を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にするとともに、教育及び保育を一体的に提供するため、知事が定める事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成し、かつ、年、学期、月、週及び日ごとの指導計画を作成して、適切に教育及び保育を提供しなければならない。

5～7 [略]

(子育て支援事業)

第8条 [略]

2 子育て支援事業には、教育・保育相談事業（法第2条第12項に規定する地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必

行う事業であって文部科学省令・厚生労働省令で定めるもののうち知事が定めるものをいう。以下同じ。）が含まれていなければならない。

3 [略]

(管理運営等)

第9条 認定こども園には、教育及び保育並びに子育て支援の機能を一体的に提供するため、認定こども園の長1人を置かなければならない。この場合において、幼保連携型認定こども園又は第2条第3項第2号に該当する幼稚園型認定こども園においては、当該認定こども園を構成する幼稚園又は保育所等の長は、認定こども園の長を兼ねることができる。

2 認定こども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めなければならない。

3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供することができるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定めなければならない。

4～8 [略]

要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるもののうち知事が定めるものをいう。次項において同じ。）が含まれていなければならない。

3 [略]

(管理運営等)

第9条 認定こども園には、教育及び保育並びに子育て支援の機能を一体的に提供するため、認定こども園の長1人を置かなければならない。この場合において、第2条第2項第2号に該当する幼稚園型認定こども園においては、当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園又は保育機能施設の長は、当該幼稚園型認定こども園の長を兼ねることができる。

2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該保育を必要とする子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して、認定こども園の長が定めなければならない。

3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供することができるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定めなければならない。

4～8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して5年間は、この条例による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項の規定にかかわらず、同日の前日において現に存する同条例第1条に規定する認定こども園に置く職員の数については、なお従前の例による。